

第9弾販売決定！

羽村にぎわい商品券

羽村市商工会では、今年も「羽村にぎわい商品券」を販売します。

羽村にぎわい商品券第9弾

10%お得な商品券です。

発行日 2月19日(日)

発行総数 2万冊

販売価格 1冊1万円（500円券×

22枚つづり）で1万1000円分使

えます。

※今回からA券10枚（全加盟店で利用可能）・B券12枚（大型スーパー利用不可）となります。

※詳しくは、今後の広報はむらなどでお知らせします。

取扱い加盟店・商品券を使つた キャンペーン募集

商品券を取り扱つていただける商店・事業所を募集します。

商品券利用者の利便性を高め、市の経済を活性化するため、多くの商店・事業所の参加をお願いします。

加盟には事前登録が必要です。加盟店の情報は、チラシに掲載するなど積極的にPRします。

併せて、商品券を使った店独自のキヤ



取扱い加盟店募集

ンペーンを募集します。店のサービスを多くの方に知つていただけるチャンスです。

この機会を、積極的に活用してください。

参加資格 市内で経営している商店・事業所（性風俗関連特殊営業にかかる商店・事業所を除く）

募集期間 1月6日(金)まで

登録方法 商工会窓口で配布する申込用紙に記入し、郵送・ファクスまたは直接商工会へ〒205-0002

羽村市栄町2-1-28-7 FAX 555-16210

※申込用紙は、羽村市商工会ウェブサイトからダウンロードすることができます。

※直接の場合の受付時間は、1月1日(日)～3日(火)を除く午前8時30分から午後5時までです。

■市内在住・在勤の方

■専門知識や経験などを生かし受講生に指導ができる方（資格の有無は問いません）

■ボランティア講師として月1～2回（1回2時間程度）講座を開催できる方

※講師謝礼は無償となります（教材費などは受講者負担）。

募集分野 編み物（手芸）など
講座について

■講座は平成29年4月からです。

■会場はいこいの里2階学習室、じゅらく苑を予定しています（各講座受講者20人程度）。

■講座日程は、講師の方と調整して決

いこいの里では、市内在住の60歳以上の方を受講生とした、趣味などを通した生きがいづくりのためのボランティア講座を行っています。

平成29年度新たに加える予定の講座の講師として参加していただける方を募集します。豊かな知識や優れた技能を生かし、ボランティア講師として活動してみませんか。

申込み・問合せ 1月4日(水)～11日(水)(土・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分から午後5時までに、電話または直接高齢福祉介護課高齢福祉係内175へ

ボランティア講座 講師募集

いこいの里・じゅらく苑

ハーモニカ講座

ストレッチ体操講座

フラワーアレンジメント

百人一首講座

切り絵講座

茶道講座

現在行っているボランティア講座

講座①
詩吟（神風流）講座
詩吟講座
カメラ（撮影）講座
百人一首（カルタとり）講座
絵手紙講座
ひと味違う折り紙・自然素材の小物作り講座

ハーモニカ講座
ストレッチ体操講座
フラワーアレンジメント
講座②
百人一首講座
切り絵講座
講座③
茶道講座

※会場は①いこいの里、②じゅらく苑（コミュニティセンター内）、③ゆとろぎです。

平成29年度住民税の税制改正など

問合せ 課税課市民税係(内)
162

平成29年度から適用される個人住民税(市・都民税)および軽自動車税の税制改正は、次のとおりです。

給与所得控除の見直し (上限額の引き下げ)

給与の収入金額が1200万円を超える場合、給与所得控除は、230万円が上限となります。

■給与収入金額から給与所得金額を求める算出表(抜粋)

給与収入金額(A)	給与所得金額
1,000万円～1,500万円未満	A×0.95-170万円
1,500万円～	A-245万円



(改正後)

給与収入金額(A)	給与所得金額
1,000万円～1,200万円未満	A×0.95-170万円
1,200万円～	A-230万円

日本国外に居住する親族に係る扶養控除などの書類の添付などの義務化

平成28年分確定申告および平成29年度市・都民税申告などから、日本国外に居住する親族(16歳未満の扶養親族を含む)に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、障害者控除の適用を受ける場合には、「親族関係書類」や「送金関係書類」をそれぞれの申告書に添付し、または提出の際に提示しなければならないこととされました。

ただし、給与等もしくは公的年金等の源泉徴収または給与等の年末調整の際に源泉徴収義務者に「親族関係書類」や「送金関係書類」を提出し、または提示した場合は、申告の際に添付または提示の必要はありません。

親族関係書類

日本国外に居住する親族が納税者の親族であることを証するものをいいます。次の①または②のいずれかの書類で、これらの書類が外国語で作成されている場合は、日本語での翻訳文も必要です。

- ①戸籍の附票の写しそのほかの国または地方公共団体が発行した書類(戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書など)
 - ②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類(戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書など)
- ※日本国外に居住する親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限ります。

送金関係書類

納税者がその年において日本国外に居住する親族の生活費または教育費に充てるための支払いが必要の都度、各人に送金したことを明らかにするものをいいます。

次の①または②のいずれかの書類で、これらの書類が外国語で作成されている場合は、日本語での翻訳文も必要です。

- ①金融機関の書類またはその写しで、その金融機関が行う為替取引により、納税者から日本国外に居住する親族に支払いをしたことを明らかにする書類(送金依頼書など)
- ②クレジットカード発行会社の書類またはその写しで、日本国外に居住する親族がそのクレジットカード会社が交付したカードを提示して商品などを購入したことなどにより、その商品の購入代金などに相当する額の金銭をその納税者から受領し、または受領することとなることを明らかにする書類(クレジットカード利用明細書など)

